

第13条 熊本県食肉衛生検査所設置条例（昭和48年熊本県条例第17号）の一部を次のよう改正する。

別表中「荒尾市」の次に「山鹿市」を加え、「鹿本郡鹿本町」を削る。

第14条 熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を次のよう改正する。

第2条の表中「菊池郡七城町」を「菊池市」に改める。

別表中「菊池郡のうち、七城町、合志町」を「菊池市、菊池郡のうち、合志町」に、「玉名郡南関町及び菊池郡泗水町」を「菊池市及び玉名郡南関町」に改める。
（熊本県立少年自然の家条例の一部改正）

第15条 熊本県立少年自然の家条例（昭和49年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「下益城郡豊野町」を「宇城市」に改める。

（熊本県身体障害者授産施設条例の一部改正）

第16条 熊本県身体障害者授産施設条例（昭和56年熊本県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「下益城郡松橋町」を「宇城市」に改める。

（熊本県身体障害者福祉ホーム条例の一部改正）

第17条 熊本県身体障害者福祉ホーム条例（昭和60年熊本県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「下益城郡松橋町」を「宇城市」に改める。

（熊本県阿蘇みんなの森条例の一部改正）

第18条 熊本県阿蘇みんなの森条例（昭和61年熊本県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「阿蘇郡阿蘇町」を「阿蘇市」に改める。

（熊本県知的障害者授産施設条例の一部改正）

第19条 熊本県知的障害者授産施設条例（昭和61年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「下益城郡松橋町」を「宇城市」に改める。

（熊本県野外劇場条例の一部改正）

第20条 熊本県野外劇場条例（昭和62年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「阿蘇郡久木野村」を「阿蘇郡南阿蘇村」に改める。

（熊本県流域下水道条例の一部改正）

第21条 熊本県流域下水道条例（昭和63年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表八代北部流域下水道の項中「小川町」を「宇城市」に改める。

（熊本県幹線道路整備基金条例の一部改正）

第22条 熊本県幹線道路整備基金条例（平成3年熊本県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条の表中「宇土郡三角町」を「宇城市」に改める。

第23条 熊本県幹線道路整備基金条例の一部を次のように改正する。

第6条の表中「阿蘇郡長陽村」を「阿蘇郡南阿蘇村」に、「西原村 久木野村」を「西原村」に改める。

（熊本県立装飾古墳館条例の一部改正）

第24条 熊本県立装飾古墳館条例（平成3年熊本県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鹿本郡鹿央町」を「山鹿市」に改める。

第1条の2第2項中「鹿本郡菊鹿町」を「山鹿市」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条から第3条まで、第6条、第8条、第9条、第13条、第15条から第17条まで、第19条、第21条、第22条及び第24条の規定 平成17年1月15日

(2) 第4条、第7条、第10条及び第18条の規定 平成17年2月11日

(3) 第11条、第20条及び第23条の規定 平成17年2月13日

(4) 第5条、第12条及び第14条の規定 菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町を廃し、その区域をもって菊池市を設置する処分が効力を生ずる日

熊本県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第70号

熊本県自然環境保全条例の一部を改正する条例

熊本県自然環境保全条例（昭和48年熊本県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第5号を次のように改める。

(5) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条に規定する緑地保全地域及び同法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区の区域

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県工場等設置奨励条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16 年 12 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 71 号

熊本県工場等設置奨励条例の一部を改正する条例

熊本県工場等設置奨励条例（昭和 39 年熊本県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

労働組合法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 140 号）の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 16 年 12 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 72 号

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（熊本県職員定数条例の一部改正）

第 1 条 熊本県職員定数条例（昭和 30 年熊本県条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号及び第 3 条第 2 項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

（熊本県報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第 2 条 熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和 32 年熊本県条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 の項及び別表第 2 の区分の欄中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

（熊本県情報公開条例の一部改正）

第 3 条 熊本県情報公開条例（平成 12 年熊本県条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の熊本県報酬及び費用弁償条例の規定は、この条例（第 2 条に限る。）の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 この条例（第 3 条に限る。）の施行の日前に改正前の熊本県情報公開条例の規定により地方労働委員会がした処分その他の行為又は地方労働委員会に対してされた請求その他の行為は、改正後の熊本県情報公開条例の相当規定により労働委員会がした処分その他の行為又は労働委員会に対してされた請求その他の行為とみなす。

熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16 年 12 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 73 号

熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例

熊本県屋外広告物条例（昭和 39 年熊本県条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 3 条第 1 号中「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に、同条第 2 号中「第 56 条の 10 第 1 項」を「第 78 条第 1 項」に、「第 69 条第 1 項」を「第 109 条第 1 項」に、「第 70 条第 1 項」を「第 110 条第 1 項」に改める。

第 5 条第 2 項中「宇土郡、三角町、不知火町」を削り、「下益城郡、城南町、富合町、松橋町、小川町、美里町」を「下益城郡、城南町、富合町、美里町」に、「鹿本郡、鹿本町、植木町」を「鹿本郡、植木町」に、「阿蘇郡、阿蘇町、南小国町、小国町、高森町」を「阿蘇郡、南小国町、小国町、高森町」に、「上益城郡、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、矢部町」を「上益城郡、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町」に改める。

第 17 条の次に次の 6 条を加える。

（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項）

第 17 条の 2 法第 8 条第 2 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

（1） 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

（2） 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及びその広告物又は掲出物件